

フリマアプリでのトラブル 細心の注意払い取引を

インターネット上で、主に個人間で商品やサービスの売買を楽しむフリマサービス（フリマ）が幅広い年齢層に人気です。アプリに登録すれば、商品の撮影から出品、購入、支払いが簡単にできますが、手軽に手を出しやすい反面、トラブルに発展することもあります。

▼フリマアプリでブランドのジャケットを購入したら偽物だった。フリマ運営事業者に相談したが「当事者間で話し合うように」と言われた。（30代・女性）

▼フリマアプリで30キロのコメを注文した。出品者から配送前に受け取り手続きをするように言われたので応じたが、届いたコメを量ると25キロしかなかった。キャンセル処理をしてもらえず返金されない。（50代・男性）

▼正規料金より高値でアイドルのチケットを出品したら買い手がついた。しかし、購入者は正規料金分しか支払わないと言い出し、支払い手段として、正規料金分の架空商品の出品をもちかけられた。どういうことか分からない。（20代・女性）

フリマは参加者同士が商品やサービスを取引するための「場」が提供されていますが、トラブル時にフリマ運営事業者に介入を求めても利用規約上応じてもらえない場合があります。

事例のようなブランド品の取引には細心の注意を払い、注文段階で正規品であることが確認できなければ、購入を控えましょう。また、偽物の販売は法律違反となることに注意しましょう。

フリマではアプリ上で受け取り手続きをすると、商品の受領や確認をする前でも取引が完了してしまいます。エスクローサービスという支払い方法（購入者が支払った代金を運営会社が一時的に預かり、購入者がアプリ上で受け取り手続きを行うと、売り主に代金が支払われる仕組み）についても理解が必要です。

一方、多くのフリマでは、コンサートやスポーツ観戦などのチケットやゲームアカウントの売買、架空取引を禁止しています。利用規約をよく読み、ルールを守って安全に正しく利用しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。（開設時間：平日8:30～17:00）

土曜日は電話相談（9:00～17:00）のみ

受付消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや!）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。